

各事業所(施設)管理者 殿

茨城県保健福祉部地域ケア推進課

平成30年度茨城県介護支援専門員各種研修の実施及び介護支援専門員証の有効期間の管理の徹底等について

日頃より、介護保険行政の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。さて、標記の件につきまして、下記のとおり、お知らせいたしますので関係者に周知願います。

記

1 茨城県介護支援専門員各種研修の実施について

(1) 実施時期等

「平成30年度介護支援専門員各種研修等日程一覧」のとおり実施予定です。

なお、日程一覧や介護支援専門員の登録、資格更新に必要な研修、更新手続き等については県地域ケア推進課のホームページにも掲載し、随時更新しています。

[http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/jinzai/keamane/kensyus\\_hiken.html](http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/jinzai/keamane/kensyus_hiken.html)

また、それぞれの研修の募集は、研修実施機関のホームページに掲載されます。

(2) 受講態度等

近年、研修中の無断離席等の受講態度に問題がみられる受講者がおります。そのような場合には所属事業所に連絡のうえ、管理者からの御指導をお願いする場合があります。また、改善がみられない受講者については、受講中止及び修了証の交付ができない場合がありますので、御注意ください。

2 介護支援専門員証の有効期間及び主任介護支援専門員の更新の管理について

(1) 介護支援専門員証の有効期間

有効期間は5年間となります。有効期間を更新するには、更新研修（又は専門研修Ⅰ・Ⅱ）を受講・修了し、有効期間内に更新申請手続きを行う必要があります。

※更新に必要な研修を修了していても、有効期間が切れた後の更新は出来ません。

※有効期間が切れたまま、介護支援専門員の業務を行った場合には登録削除となります。

登録削除になった場合、その後5年間は介護支援専門員の登録が出来ず、また、事業所として、報酬が減算される場合があります。

<p>介護支援専門員証</p> <p>登録番号 08000000</p> <p>氏名 茨城 太郎</p> <p>生年月日 昭和43年2月1日</p> <p>交付年月日 平成27年4月2日</p> <p><b>有効期間満了日平成32年4月1日</b></p> <p>上記の者は介護支援専門員であることを証明する。</p> <p>茨城県知事 大井川 和彦 印</p>	<p>氏名・住所に変更があった場合は届出が必要です。</p> <p>※平成27年度から住所の記載はなくなりました。</p>
	<p><b>有効期間満了日を御確認ください。</b></p> <p><b>有効期限切れに御注意ください。</b></p>

(2) 主任介護支援専門員の更新制

平成28年度から主任介護支援専門員の更新制が導入され、5年を超えない期間の更新制資格となりました。主任介護支援専門員の更新をするためには、主任介護支援専門員更新研修の受講・修了が必要になります。

【問合せ先】  
茨城県保健福祉部  
地域ケア推進課  
TEL029-301-3334